

★申請についての注意事項

有効期間内の申請

下記のいずれかに該当する方は、有効な旅券を返納し、新たな旅券に切り替えることができます。
(ただし、残りの有効期間は切り捨てとなります)
○ 旅券の残りの期間が1年未満になった場合
○ 氏名・本籍の都道府県名など記載事項に変更が生じた場合(※1)
○ 旅券査証欄の余白がなくなった場合(※1)
○ 旅券を著しく損傷した場合(オンライン申請は対象外です)
※1 今お持ちの旅券と有効期間満了日が同じになる残存有効期間同一旅券の申請もできます。

受 領

○ 旅券の受領には、必ず申請者本人がおいでください。代理受領はできません。
○ 申請した旅券は6か月以内に必ず受領してください。受領しない場合は失効します。(※2)
○ 現在お持ちの有効な旅券(パスポート)を必ずお持ちください。お持ちいただかないと、新しい旅券をお渡しすることができません。

手 数 料

書面申請は、納付書と収入印紙で納付していただきます。
オンライン申請は、クレジットカードでお支払いいただくこともできます。

種 類	岡山県手数料	国手数料	合計額
10年有効旅券	書 面 申 請 2,300円	14,000円	16,300円
	オンライン申請 1,900円		15,900円
5年有効旅券 (申請時12歳以上)	書 面 申 請 2,300円	9,000円	11,300円
	オンライン申請 1,900円		10,900円
5年有効旅券 (申請時12歳未満)	書 面 申 請 2,300円	4,000円	6,300円
	オンライン申請 1,900円		5,900円
上記以外の旅券	書 面 申 請 2,300円	4,000円	6,300円
	オンライン申請 1,900円		5,900円

※2 申請した旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合、失効から5年以内に再度申請する際の手数料は通常より高い手数料となります。

★事前にお問い合わせください

- 次の場合は、他の書類の提出を求める場合等がありますので、事前に市町村旅券窓口にお問い合わせください。
- 居所で申請する場合(居所に居住していることが確認できる書類 等)
 - ヘボン式以外のローマ字による氏名表記を希望する場合
- 刑罰等関係欄に該当のある方の旅券を申請する場合は、外務省の審査を受ける必要がありますので、事前に岡山県県民生活部国際課海外渡航班(TEL.086-256-1000)にお問い合わせください。

★旅券窓口のご案内

※3 緊急発給(海外で親族が事故に遭った等の理由により緊急に旅券が必要な場合)・早期発給については、岡山県県民生活部国際課海外渡航班(TEL.086-256-1000)にお問い合わせください。

旅券(パスポート)の申請案内

住所又は居所の所在地を管轄する市町村の旅券窓口に申請してください。

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書 1通 (記入例は次ページ)	●18歳以上の方は10年用と5年用のどちらかを選んで記入してください。 ●18歳未満の方は5年用しか申請できません。				
2. 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 (発行日から6か月以内の原本)	●家族で同時に申請する場合で戸籍が同一の場合は戸籍謄本を1通とすることができます。 ●「有効期間内の申請」で旅券の氏名、本籍の都道府県名及び性別に変更がない場合は戸籍謄本の提出は省略できます。ただし、申請書の本籍欄には地番まで記入する必要があるので、正確な本籍を把握しておいてください。				
3. 写 真 1枚 *提出された写真がそのまま旅券に転写されます。規格を満たした写真を申請書に貼らずにお持ちください。 (単位: mm) ※顔の寸法は、頭頂からあごまでです。	1. 申請者本人のみが正面を向いて撮影されたもの 2. 申請日から6か月以内に撮影されたもの 3. ふちなしで、左図の各寸法を満たすもの 4. 無帽であるもの 5. 背景(影を含む)がないもの 6. 輪郭が露出しているもの 7. 目の周辺に、髪の毛・メガネ等の一部(影を含む)がかかっているもの 不適当な写真は、出入国の際に不利益を被る可能性があります。 不適当な写真の例(次のような写真は撮り直しをお願いすることとなります) ×背景と人物の境目が分かりにくいもの、椅子等背景があるもの ×表情が平常と著しく異なるもの(例えば、口を開き歯が必要以上に見えているもの) ×カラーコンタクトレンズ・瞳のフチを広げるコンタクトレンズを装着したもの ×メガネのレンズに光が反射しているもの、フレームが目にかかっているもの ×サングラス・マスク・イヤリング・髪・ヘアバンドなどで顔の器官や頭部が隠れているもの ×画質の劣るもの(粒子の粗いもの)、不鮮明なもの ×画像加工・左右反転しているもの ※詳しくは外務省HP「パスポート申請用写真の規格」をご参照ください。				
4. 本人確認のための書類 有効な原本 (写しは不可) * 本人確認書類の氏名、生年月日、住所、本籍等は戸籍や住民登録の内容と一致するものに限りです。 * 小学生以下のお子様の申請で、右のものをお持ちでない場合、親権者の身元確認書類を右に準じてお持ちください。 * いずれの書類も提示できない方は、事前にお問い合わせください。 * 代理提出する場合は、申請者本人と代理人、それぞれの本人確認書類が必要です。	① 1つでよいもの ☐ 日本国旅券(失効後6か月以内のものを含む。ただし、氏名・本籍に変更がある場合は戸籍謄本で変更の経緯が確認できること) ☐ 運転免許証 ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 小型船舶操縦免許証 ☐ 猟銃・空気銃所持許可証 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅地建物取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 認定電気工事従事者認定証 ☐ 特種電気工事資格者認定証 ☐ 耐空検査員の証 ☐ 航空従事者技能証明書 ☐ 運航管理者技能検定合格証明書 ☐ 動力車操縦者運転免許証 ☐ 教習資格認定証 ☐ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ☐ 個人番号カード(マイナンバーカード) ☐ 写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) ☐ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ② 2つ必要なもの(①の書類がない場合。ア欄とイ欄から各1つずつ、またはア欄から2つ) <table><tr><td>ア</td><td>☐ 以下の資格確認書(令和7年12月1日まで有効な健康保険証でも可) 健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度 ☐ 介護保険証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ☐ 共済年金若しくは恩給等の証書 ☐ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です)</td></tr><tr><td>イ</td><td>学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの</td></tr></table>	ア	☐ 以下の資格確認書(令和7年12月1日まで有効な健康保険証でも可) 健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度 ☐ 介護保険証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ☐ 共済年金若しくは恩給等の証書 ☐ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です)	イ	学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの
ア	☐ 以下の資格確認書(令和7年12月1日まで有効な健康保険証でも可) 健康保険、国民健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度 ☐ 介護保険証 ☐ 国民年金手帳 ☐ 基礎年金番号通知書 ☐ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ☐ 共済年金若しくは恩給等の証書 ☐ 印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)及び実印(申請書への押印が必要です)				
イ	学生証、会社の身分証明書若しくは公の機関が発行した資格証明書で写真を貼り付けたもの				
5. 前回の旅券(パスポート)	有効期間内の旅券(パスポート)は必ずお持ちください。確認のため失効している場合もお持ちください。				
6. その他	1. 上記書類では旅券作成に必要な事項が十分確認できない場合は、他の書類の提出を求めることがあります。 2. 居所で申請する場合は、住民票の写し(発行日から6か月以内のもの)及び居所が確認できる書類が必要です。(事前に市町村旅券窓口にお問い合わせください)				

オンライン申請についてはこちらから
岡山県国際課ホームページ

岡山県 パスポート



記入例

※申請書は機械で読み取るので、折ったり汚したりしないでください。

- ◎黒又は青の濃いボールペン(インク)で枠からはみ出さないように記入してください。(消しゴムなどで消せるインクを使用したボールペンは使用できません)
 - ◎この部分は必ず申請者本人が記入してください。
 - ◎記入ミスは、二本線(黒線)で消して訂正してください。(修正テープは不可)
- なお、「所持人自署欄」の訂正はできません。

■ヘボン式ローマ字について、次のものは下記の綴りになります。(誤りやすいので注意して記入してください)

※一度登録した氏名表記は変更できません。

し	SHI	ふ	FU	しゃ	SHA	ちゃ	CHA	じゃ	JA	りょ	RYO
ち	CHI	じ・ぢ	Ji	しゅ	SHU	ちゅ	CHU	じゅ	JU		
つ	TSU	ず・づ	ZU	しょ	SHO	ちょ	CHO	じょ	JO		

長音：記入しない。(例)瓜生(うりゅう) URYU 日向(ひゅうが) HYUGA 美憂(みゆう) MIYU
(例)太田(おおた) OTA 洋子(ようこ) YOKO 涼子(りょうこ) RYOKO

促音：子音を重ねて示す。(例)はっとり HATTORI ただし、Cの時はCの前にTを加える。(例)ほっち HOTCHI

撥音：B・M・Pの前にNの代わりにMをおく。(例)なんば NAMBA ほんま HOMMA さんぺい SAMPEI

所持人自署

この署名はそのまま旅券に転写されます。**必ず申請者本人**が記入してください。日本語、外国語を問いません。(ひらがなも可)

Jiro Koraku

乳幼児又は身体の障害等で署名できない場合は、法定代理人等が代理署名することができます。

後楽 次郎
後楽一郎(父)代筆

Jiro Koraku
by I. KORAKU (Father)

所持人自署欄は訂正できません。

不適当な例

(はみ出し)

Jiro Koraku

(なぞり書き)

後楽 次郎

(かすれ)

後楽 次郎

刑罰等関係欄

ひとつでも「はい」に該当する場合は、事前に岡山県(086-256-1000)にお問い合わせください。

日本国内の緊急連絡先

渡航中の国内の連絡先を記入してください。(一緒に渡航しない人)

新規・切替		一般旅券発給申請書		5年用	
受理年月日	年 月 日	受理番号	年 月 日	年 月 日	年 月 日
この欄には記入しないでください					
有効期間	発行年月日	交付年月日	旅券番号	旅券種類	旅券有効期限
写真貼らずにお持ちください 注意 - 申請者本人のみ 6ヶ月以内に撮影したもの - 正面、無帽、無背景 - 縦45mm×横35mm(ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm) *提出された写真は旅券に転写されます。 *裏面に氏名を記載してください。 氏名 姓 名 姓 名 後 楽 次 郎 姓 KORAKU 名 JIRO ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。					
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 後 楽 次 郎 所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代理署名することができます。 その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。 (例えば、by A. YAMADA (Mother) や by A. YAMADA (Father) など)					
現住所 〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町2丁目2番1号 西口ハイツ805号 電話 086 (256) 1000 携帯 090 (0000) XXXX メールアドレス okayama.xx@xxx.xxx.jp その他勤務先など日中の連絡先 岡山県警察 電話 086 (256) XXXX					
日本国内の緊急連絡先 住所 岡山県岡山市北区奉還町2丁目2番1号 西口ハイツ805号 氏名 後 楽 太 郎 申請者との関係 兄 電話 086 (256) XXXX					
※次の各事項に該当しているか否か、□に✓印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。) 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 □ はい □ いいえ 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 □ はい □ いいえ 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 □ はい □ いいえ 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 □ はい □ いいえ 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を行使して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 □ はい □ いいえ 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 □ はい □ いいえ					
現在外国の国籍を有していますか。 □ はい □ いいえ (※該当する枠内に✓印を記入してください) 「はい」の場合 どの国の国籍ですか。 年 月 日 どのような方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生 □ 外国での出生 □ 外国人との婚姻又は養子縁組 □ 帰化申請又は国籍取得届出 □					

出発予定日	令和 7 年 5 月 / 日	※主要渡航先での滞在期間	☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上
※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。 ① □ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② □ 旅券の二重発給を受けようとする場合 渡航目的(具) ②の場合は、 今回の渡航先(渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください) 国 名 コー ド (姓) (名) 最大31文字まで(別名を含む) 最大31文字まで(別名を含む) 注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字(別名併記を除く)までです。記号(・、～など)や、数字(2位目など)等は記入できません。但し、別名併記の() は記入可。			
外 務 大 臣 殿 在 大 使 総 領 事 殿 令和 7 年 3 月 25 日 (過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。) (申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。) 法定代理人(親権者、後見人など)署名			
本人確認欄	(1点でよい書類) ☐ 日本国旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 気象庁所管の船舶免許証	(2点必要な書類) 以下の資格確認書 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の職員身分証明書	その他 ☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 船員保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の職員身分証明書 ☐ 私立学校教職員共済制度 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書等 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ その他写真付きの身分証明書
官公庁記載欄	非ヘボン ☐ 別名併記 ☐ 長音表記 ☐ 証明資料名 () 理 由 ()		

この欄も忘れずに記入してください。

この欄には記入しないでください

申請者以外の方が申請書類等を提出する場合、この様式も忘れずに記入してください。

申請書類等提出委任申出書	
(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)	
申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。 令和 7 年 3 月 24 日 引受人氏名 後 楽 園 子 申請者との関係 妻 引受人住所 岡山県岡山市北区奉還町2丁目2番1号西口ハイツ805号
引受人記入	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの(又は適正な記名)であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。 令和 7 年 3 月 24 日 連絡先電話番号 086(256)1000 生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 5 年 10 月 10 日
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示(出)してください。 2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(令和六年十二月改正)

(令和五年三月改正)

ヘボン式以外のローマ字による氏名表記を希望する場合は、申請される旅券窓口にお問い合わせください。

法定代理人署名

申請者が未成年者(18歳未満)の場合は親権者が、成年被後見人の場合は成年後見人が署名してください。

代理提出する場合のみ記入してください。(なお、有効な旅券を紛失・焼失した方、刑罰等関係欄に該当のある方、居所申請を希望する方の申請は、代理提出はできません)

申請者本人が必ず記入してください。

代理人(引受人)の方が必ず記入してください。